第4章

欧州連合 (EU)

関税・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・100
(1)高関税品目・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
(2)情報技術協定(Information Technology Agreement)の対象製品の取扱いに
かかる関税分類問題・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 100
セーフガード・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・103
鉄鋼セーフガード・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 103
基準・認証制度・・・・・・・・・・・・・・・103
(1) 電気電子機器への有害物質使用制限に関する欧州指令 (RoHS 指令) ・・・・・・・ 103
(2) エネルギー関連製品に対する環境配慮設計要求に関する欧州指令 (ErP) ····· 103
(3) 化学品規制 (REACH) ····· 104
(4) 殺生物性製品規則····· 105
サービス貿易・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・105
オーディオ・ビジュアル (AV) 分野の規制・・・・・・・・・・・・・ 105
政府調達
公共調達新規則案(Proposal on International Procurement Instrument)・・・・・ 106
地域統合・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・107
譲許税率の引き上げ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・107

関 税

(1) 高関税品目

*本件は、WTO協定をはじめとする国際ルール整合性の観点からは明確に問題があると言えない貿易・投資関連政策・措置であるが、以下の懸念点に鑑み、掲載することとした。

<措置の概要>

EU の現行の非農産品の譲許率は 100%、単純平均譲許税率は 3.9%であるが、貨物自動車(最高 22%)、履物類(最高 17%)、陶磁器(最高 12%)、ガラス製品(最高 11%)、乗用車(最高 10%)と、高関税品目もいくつか残されている。また、実行税率は、2016年時点で、電気機器(最高 14%(テレビカメラ、ラジオ受信機等)、単純平均 2.8%)、繊維(最高 12%、単純平均 6.8%)の関税率は他の先進国と比べても高水準であり、輸入製品は国産製品に比べて厳しい競争条件の下に置かれている。

<懸念点>

高関税そのものは譲許税率を超えない限り WTO 協定上問題は生じないが、自由貿易を促進し、経済の効率性を高めるという WTO 協定の精神に照らして、上記のようなタリフピーク(第 Π 部第5章1.(1)③参照)を解消し、可能な限り関税を引き下げることが望ましい。

<最近の動き>

IT 製品の関税撤廃対象品目の拡大を目指して、2012年5月から ITA 拡大交渉が開始され、2015年12月に妥結した。対象品目 201品目の関税撤廃は2016年7月から順次開始され、2019年7月には約90%の関税が撤廃される予定。また、2024年1月には、全201品目の関税が55メンバーについて完全に撤廃されることになる(詳細は、第Ⅱ部第5章2.(2)ITA(情報技術協定)拡大交渉を参照)。EUについては、2016年7月から関税撤廃を開始した。例えば、EUが関税撤廃する品目のうち関税が高い品目としては、デジタルビデオカメラ(14%)、カーオーディオ(14%)、テレビ受信機器(14%)等が挙げられる。これらを含む全対象品目について、関

税が段階的に撤廃され、2023 年に完全に撤廃されることになる。

また、我が国からの市場アクセスの改善を図るため、日 EU・EPA 交渉が 2013 年 4 月から開始され、2017 年 12 月に妥結した。日 EU・EPA は 2019 年 2 月 1 日に発効し、高関税品目を含む、全ての非農産品について将来的に EU 側の関税が撤廃される。

英国のEU離脱 (Brexit) については、2018年11 月14日には、「離脱協定」及び「将来関係に関する 政治宣言 | の概要が英国閣議で承認され、25日には 欧州理事会で承認されたが、2019年2月現在、英国 議会での承認に至っていない。「離脱協定」で規定 されている「移行期間」が設けられる場合には、離 脱日以降、2020年12月31日までの移行期間中にお いては、日 EU・EPA は英国に適用される。一方、移 行期間が設けられない場合には、離脱日以降、日 EU・ EPA は英国には適用されない。すなわち、英国に輸 入される日本産品については、日 EU・EPA に基づく 税率は適用されず、英国の実行最恵国税率が適用さ れることとなる。WTO に関しては、現在英国独自の 譲許表及びサービス約束表が存在しないことから、 英国は新たに譲許表及びサービス約束表を WTO に提 出する必要があるが、従来と同等以上の市場アクセ スが確保されるか等、今後の動きが注目される(具 体的な論点については、2017年版不公正貿易報告書 133 頁参照)。

(2)情報技術協定 (Information Technology Agreement) の対象 製品の取扱いにかかる関税分類 問題

「情報技術協定」(ITA: Information Technology Agreement)とは、情報関連機器、部品等の関税撤廃を目的として1996年に日米EU等29か国・地域により合意された閣僚宣言 (Ministerial Declaration on Trade in Information Technology Products)を指し(ITAの概要については、第II部第5章2.(2)ITA(情報技術協定)拡大交渉を参照)、ITA参加国はITAの対象とされた製品の関税無税化をGATT第2条に基づく自国譲許表に記載することが求められている(2018年2月末現在、82メンバーが参加(EU加盟国28か国を含む))。これを受けて、参加国はITA対象製品を譲許表に個別

に掲載して無税とする旨を明記しており、これらの製品に対して実際に関税を賦課している場合には、GATT 第2条に基づく譲許違反となる。

EU では、テレビやビデオといった ITA 対象外の 電機製品に対しては高い関税が課されているが、 製品の高機能化や技術的融合が進む中、本来 ITA 対 象製品として扱われるべき製品が恣意的な関税分 類上の取扱いの変更により ITA 対象外製品として課 税されるという問題が生じている。 ITA 参加国であ る EU は ITA 対象製品を無税とする譲許を行ってお り、これらの製品への課税は GATT 第 2 条違反を構 成する(ただし後述のとおりかかる問題の一部は現 在解消されつつある)。

ITA は、対象製品の関税無税化の実現により、IT 製品の自由な貿易体制を確保し、IT 分野のさらな る技術進歩に貢献してきた。他方、技術進歩の速 い IT 製品は、その特性上、新機能の付加や機能の 向上が頻繁に繰り返されるが、機能の付加・向上 を理由に ITA 対象製品を直ちに ITA 対象外とし有税 化すると、ITA 対象リストの空集合化を招きかねず、 IT 製品の自由貿易促進といった ITA の本来の目的 にも反する事態となる。このため、ITA は「各国の 貿易制度は、IT 製品の市場アクセス機会を拡大す るように発展すべきである」(ITA 宣言パラグラフ 1参照)と定め、また、「技術進歩、関税譲許適用 の経験、HS 分類の変更に鑑み、追加品目を加える ために付表を変更すべきかどうかをコンセンサス で合意し、IT 品目の非関税障壁について協議する ために、参加国は物品理の下で定期的に会合する」 (同附属書パラグラフ3)と規定しているように、 ITA 合意当時から技術進歩に対応する必要性は折り 込まれていた。実際、2015年12月にITA拡大交渉 が妥結したことにより、今後、一部品目について は関税分類問題が解決される見込み(詳細は、第Ⅱ 部第5章2.(2) ITA(情報技術協定)拡大交渉を参 照)。

この EU における問題に対し、2006 年 12 月、経済産業大臣より欧州委員会委員(貿易担当)宛に解決を要請する書簡を発出するとともに、2007年1月の経済産業大臣と欧州委員会委員(貿易担当)及び経済産業審議官と欧州委員会貿易総局長との各会談において、本件問題解決へ向けて欧州委員会と協議を行った。その後も我が国は EU とハイレベルでの協議を継続したが、EU 側は解決に向けた努力

を行わなかった。

EUによるITA製品への課税の動きは、他のITA対 象製品及び他の ITA 参加国へ波及する可能性が高い ことや、産業界からの強い要望があることから、 我が国は、WTO の紛争解決手続を利用することとし、 2008 年 5 月 28 日、デジタル多機能複合機 (MFM)、 フラット・パネル・ディスプレイ (FPD) 及びセッ ト・トップ・ボックス (STB) の 3 品目について、 EU に対し、米国と共同で WTO 協議要請を行った(6) 月 12 日に台湾が同様に WTO 協議要請)。7月に EU との二者間協議を行ったものの満足な結果が得ら れなかったため、8月18日に、米国及び台湾と共 同でパネル設置要請を行い、9月23日にパネルが 設置された。その後、2009年に開催された2回の パネル会合を経て、2010年9月21日、共同申立国 側の主張を認めるパネル報告書が採択された。同 年12月、我が国、米国及び台湾は、パネルの勧告 を実施するための履行期限を2011年6月30日とす ることで、EUと合意した。EUは、2011年6月25日 付官報で不当な関税規則を修正する履行措置を公 表し、これを同年7月1日から施行した。さらに 2012年2月9日付官報で多機能複合機、同年2月 21 日付官報でセット・トップ・ボックス、2013 年 10月5日付け官報でフラット・パネル・ディスプ レイの分類基準にかかる新規則を発表した。

以下、個別製品に即して問題を概観する。

①WTO パネルにおける検討の対象製品 (a) デジタル多機能複合機

<措置の概要>

デジタル多機能複合機(Multifunction Digital Machines (MFM))は、プリンター、コピー、スキャナー、ファックス等の複合的な機能を備え、コンピュータやネットワークにつなげて使用することを前提とした情報機器であり、コンピュータとの接続による出力を主要な機能としている。

MFM の関税分類上の取扱いについては、これを ITA 対象である HS コード 8471.60 号 (コンピュータ の入出力装置) もしくは 8517.21 号 (ファクシミリ)、または ITA 対象外である 9009.12 号 (アナログ式複写機) のいずれに分類すべきか、国際的なコンセンサスが得られていなかった。そこで、WCO (世界税関機構)の HS 委員会において検討が行われたが、

HS 委員会は形式上 ITA を意識したものではないた め、関税分類の一問題として取り上げられた。 1998 年にブラジル (TTA 非加盟国) が複合デジタル コピー機は9009.12 号に分類すべきと WCO に問題提 起したことを契機に議論が始められ、2001年5月 に WCO・HS 委員会で行われた投票では、9009 項に はデジタル複合機が含まれないとされたが、反対 国が留保権を行使し議論は継続扱いとなった。 2002 年 11 月に行われた 2 回目の投票では、逆にデ ジタル複合機が 9009 項に含まれるとする支持が多 数となったが、反対国が留保権を行使し議論は再 び継続された。2003年11月の3回目の投票では、 我が国が説得努力を行ったこともあり、結果は同 票となった。これを受けて、2007年1月1日に発 効した HS2007 で、コンピュータまたはネットワー クに接続できる多機能複合機について独自の関税 分類 (8443.31 号) が新設されることとなり、これ により WCO における議論は終了した。

EUは、ITAが締結された当時から、デジタル複合機を 9009.12 号に分類し課税対象としていたが、HS2007 改正の後は、ファクシミリ機能を有しないMFM、または毎分12枚超のコピー機能を備え電子写真方式の出力技術を使用する MFM 等を、EU 関税率表 (CN) 8443.31.91 に分類し6%の課税を行うこととした。

<国際ルール上の問題点>

EU は、ITA 対象製品であるプリンター (CN8471.60.40)、スキャナーその他のコンピュータの入出力装置 (CN8471.60.90)、及びファクシミリ (CN8517.21.00) を無税とすることを譲許表に記載している。

しかし、コンピュータと接続機能のあるMFMまたはコピーとファクシミリ機能を有するMFMは、前者はコンピュータまたはネットワークと接続して使用されることを前提とし、コンピュータ等との間で情報、データ等を送受信しこれらを出入力する機能をもつ機器であるから、ITA対象製品である「コンピュータの入出力装置」(8471.60号)に該当し、後者は ITA 対象製品であるファクシミリ(8517.21号)に該当するので、これらに対する課税はGATT第2条違反を構成する。

また、そもそも MFM は、ITA 対象製品である単機 能のプリンター、ファクシミリ、スキャナー等を 技術的に融合し高度化した製品にすぎず、かかる製品をITAの対象外と扱うことは、ITの技術進歩を促すどころか却って阻害し、ITAの本来の目的に反するばかりか、技術進歩のもたらす便益による産業・社会の発展に悪影響を与えることも懸念された。そこで、上記のとおり、我が国は、MFMに対する課税についてWTO紛争解決手続を活用した。

<最近の動き>

上記のとおり、申立国の主張を認めるWTOパネル報告書が2010年9月に採択された。これを受けて、EUは、2011年6月25日付官報で、一定のMFMに対する6%課税を定めていたCN8443.31.91を撤廃するとともに、「デジタルコピー機能を主たる機能とする」MFM(CN8443.31.20)に対してだけ2.2%課税することとし、その他のMFM(CN8443.31.80)を無税とする履行措置(委員会実施規則620/2011)を公表し、これを同年7月1日付けで施行した。

さらに、2016 年 6 月 29 日付官報では、 CN8443.31.20 を無税とする履行措置(委員会実施規 則 620/2011)を公表し、同年7月1日付けで施行し た。

(b) フラット・パネル・ディスプレイ

2017 年版不公正貿易報告書 126-128 項参照

(c) セット・トップ・ボックス

2017年版不公正貿易報告書 128 項参照

②その他の製品

また、今回のWTOパネルにおける検討の対象とはしていないが、実際上、技術進歩によって多機能化・高度化したが故にITA対象外とされてしまい、かかる取扱いはITAの本来の趣旨やこれまでの成果に逆行し、また協定違反の可能性が高いと考えられる品目として、以下の2品目がある。

(a) 半導体デバイス

2016 年版不公正貿易報告書 166-167 頁参照

(b) インクカートリッジ

2017 年版不公正貿易報告書 128-129 項参照

セーフガード

鉄鋼セーフガード

<措置の概要>

EU は 2018 年 3 月に鉄鋼製品の輸入に対し、セーフガード調査を開始し、同年 7 月 19 日、暫定措置を発動。2019 年 2 月 2 日に最終措置を発動。HSC8 桁で約 300 製品(72081000-73069000)(熱延、冷延、ステンレス鋼等)に対して、過去 3 年 (2015-2017)の平均輸入実績に基づき、対象品目ごとに関税割当(①輸出シェア 5%以上の国に対する国別 country quota と、②その他の国一括の Residual quota)を付した上で、当該割当を超過した場合、25%の追加関税を賦課する関税割当の方法をとった。

<国際ルール上の問題点>

措置の背景として、世界的な鉄鋼の過剰供給および他国の輸入制限措置、米国の232条措置に言及しており、「事情の予見されなかった発展」(関税譲許交渉時に予想できなかった事情であって、技術革新や消費者嗜好の変化等、国内産品と輸入製品との競争関係に変化をもたらすもの、と一般に解釈される)がSGの発動要件とされていること(GATT 第19条1(a))との整合性に懸念がある。

<最近の動き>

調査開始後、我が国は政府意見書やセーフガード委員会、また二国間協議で懸念を表明。今後、対象産品のアジア等への流入や、EUへの駆け込み輸入による関割早期消化のリスクを注視し、EUに対して必要に応じた働きかけを行う。

基準・認証制度

(1) 電気電子機器への有害物質使用 制限に関する EU 指令 (RoHS 指 令)

2017年版不公正貿易報告書 129 頁参照

(2) エネルギー関連製品に対する環 境配慮設計要求に関する EU 指 令(ErP 指令)

<措置の概要>

EU では、環境に配慮した製品設計の枠組作りとして、2005年には「エネルギー使用製品に対する環境配慮設計要求枠組みに関するEU指令」(EuP指令)を、2009年10月には、「エネルギー関連製品に対する環境配慮設計要求枠組みに関するEU指令(ErP指令またはエコデザイン指令)を公布した。

同指令では、域内で上市される製品の、原材料の調達、製造、販売から廃棄に至るまでの期間(ライフサイクル)、環境に与える影響(例:資源の使用、大気や水への放出物、騒音、振動等)に配慮した取組みを行うことが求められる(一般的環境配慮制度要求)ほか、製品によっては使用電力、待機電力等を一定値以内に納めることが求められる(特定環境配慮制度要求)。対象製品毎の要求事項は、「実施規則(Implementing Measures)」によって公

「実施規則 (Implementing Measures)」によって公表されている。

<国際ルール上の問題点>

上記のとおり、製品毎の要求事項は「実施規則」により公表されるが、これまでに TBT 通報された「実施規則」の案では、①要求事項設定の一部に、既存規制との未整合や科学的根拠・効果が不明な箇所があること、②要求事項に係る各文言の定義が不明確であること等の問題がある。同指令が、正当な政策目的達成のために必要以上に貿易制限的である場合には、TBT 協定第 2.2 条に違反する可能性がある。

<最近の動き>

欧州委員会は、2015 年 12 月に資源効率/循環型経済政策の行動計画(Circular Economy Policy Package)を発表した。同計画の中で、ErP 指令(エコデザイン指令)には、特定環境配慮制度要求として、従来の使用電力や待機電力等エネルギー効率要求に加えて、資源効率要求も導入される方向性が示された。それを踏まえて 2016~2019 年のエコデザイン作業計画が 2016 年 11 月に公表され、実施規則を策定する対象製品、資源効率要求の追加が明示されている。

欧州委員会は、現行の製品別実施規則について改定作業を進めており、パブリックコメント募集やTBT 通報もなされているが、既存規制(RoHS 指令、WEEE 指令等)との重複・未整合も散見され、市場へ混乱を与えることが懸念される。日本の電機電子業界からも、それらの改善を要望するコメントを提出しており、今後も本件に係る動向を注視する必要がある。また、ディスプレイの実施規則は2018年10月にTBT 通報されたが、8K TV など次世代の技術にとって達成が困難な過剰なエネルギー効率要求が提案されており、注視する必要がある。

(3) 化学品規制 (REACH)

<措置の概要>

欧州において、2007 年 6 月 1 日から化学品規制 である REACH (Registration, Evaluation, Authorisation and Restriction of Chemicals) 規 則(1907/2006)が施行された。

この規則の特徴は、以下のとおりである。

①既存物質と新規物質とを同一の枠組みで規制し、既に市場に供給されている既存物質についても新規物質と同様に登録が義務づけられる(年間累計1トン以上の化学物質を欧州域内で製造又は輸入する者が対象。登録期限は2018年5月31日)。さらに、登録者あたり年間累計10トン以上製造・輸入される化学物質については、化学物質安全性報告書の作成が義務づけられる。

②従来、行政府が担ってきた既存物質の安全性 評価の責務を、産業界に課す。

③本規制に基づき、EU 化学物質庁 (ECHA) および 加盟国は登録された物質に対して評価 (審査) を実 施する。物質評価の対象物質はハザード情報、ば く露情報、使用量に基づき、ECHA ならびに加盟国 によって優先付けされ、CoRAP (Community Rolling Action Plan、共同体ローリング行動計画) リスト として公表される。

④一定の要件の下で、成形品 (article) 中に、意図的放出物が含まれ、その量が年間累計1トンを超える場合は登録が義務づけられ、高懸念物質が0.1%を超える濃度で含まれる場合には、その物質が年間1トンを超えれば届出が義務づけられる。

⑤発がん性などの懸念が極めて高い一定の指定された化学物質については、附属書XIVに認可対象

物質として収載された場合、個々の用途ごとに市場への供給及び使用を認可するシステムを導入する(産業界においてリスクが適切に管理されていること等が証明され、認可が付与されない限り、市場への供給が禁止される)。

附属書XIVに認可対象物質として収載する際は、 CMR、PBT 又は vPvB の特性、それらと同程度の悪影 響を及ぼす可能性がある特性(ELoC)、幅広く分散的 な用途、高生産量という要件に基づき優先的に収 載されることが示されているものの、個々の物質 が附属書XIVに収載される際に、例えば加盟国内で 製造されていない化学物質を優先的に審査対象に 加えていく等の扱いが実施されていないか懸念が ある。この他、デンマークやフランスでは、それ ぞれフタレート4物質、ビスフェノールAなどに対 する加盟国独自のいわゆる上乗せ規制が検討され ている。これらは欧州として一体的な化学物質管 理体制として導入された REACH 規則の本質的な枠組 みと整合しない動きと考えられるが、デンマーク の規制については、欧州委員会が加盟国の規制調 和の点から働きかけを行い、結果として上乗せ規 制は撤廃された。引き続き、加盟国独自の上乗せ 規制に関する動向の注視が必要である。

<国際ルール上の問題点>

年間累計1トン以上の化学物質に対しては、一部を除き一律登録の義務が課されており、①登録用データの入手、②登録用文書作成、③登録及び④欧州域外企業にとっては、登録やその後の評価等への対応のための唯一の代理人の指名・維持等、多額の費用がかかる規制であり、産業界に過度の負担を強いている。

0.1%を超える濃度で高懸念物質を含む成形品については、上述の届出及び情報伝達の義務が生じる。複合成形品については、濃度算定の母体を複合成形品全体とする ECHA の解釈があったが、2015年9月に欧州司法裁判所は、複合成形品を構成する各成形品(Component article)を母体とする先決裁定を公表した。EU 域外で製造された複合成形品の輸入者には、複合成形品を構成する構成部品ごとに SVHC の濃度算出が求められることになり、輸入者にとって負担となる。現在、EU 裁判所の裁定を踏まえて、ECHA が関連するガイダンスの改訂を進めているが、産業界に過度な負担を強いることの

ない規制となることが求められる。

これらの運用規則の内容が、EU 域外企業を域内 企業に比して不利に扱うようなものになる場合は TBT 協定第 2.1条(内国民待遇)、また、事業者に 過度な負担を課すようなものになる場合は TBT 協定 第 2.2条(強制規格は正当な目的の達成のために必 要以上に貿易制限的であってはならない)の観点か ら、それぞれ問題になる可能性がある。

<最近の動き>

2016年10月には、PFOAを制限するWTO/TBT 通報がなされた。同通報の制限案では、25ppbという閾値の妥当性や、半導体やスペアパーツに関する除外がないことなどの懸念事項があり、日本の電機電子業界からコメントを提出した他、2016年6月、11月のTBT委員会開催中の二国間会合において、我が国からEUに対して懸念を伝達している。

我が国企業を含むビジネス活動の予見性を向上 させていくことを主眼として、欧州化学物質規制 の動向を今後も引き続き注視する必要がある。

(4) 殺生物性製品規則

2016年版不公正貿易報告書 171 頁参照

サービス貿易

オーディオ・ビジュアル (AV) 分野の 規制

*本件は、WTO協定をはじめとする国際ルール整合性の観点からは明確に問題があると言えない貿易・投資関連政策・措置であるが、以下の懸念点に鑑み、掲載することとした。

<措置の概要>

EU は、域内の文化的価値の保護を目的として、理事会の「国境なきテレビ指令」89/552/EEC(修正指令 97/36/EC)により、テレビ放映時間の半分を超える時間を、実行可能な場合にかつ適切な方法で欧州作品のために留保するよう加盟国に求めていた(但し、ニュース、スポーツ・イベント、ゲーム、

広告、文字多重放送を除く)。この指令に基づき、全加盟国で国内法の整備が終了しており、例えば、フランスでは、テレビで放映される映画は少なくとも60%を欧州制作分としなければならず、また、仏語放送を全体の40%以上としなければならないと規定している(1992年1月18日の政令No.86-1067)。その後、同指令は「視聴覚メディア・サービス指令」として、新たに生まれ変わり、2007年12月19日に発効した。ここでは、テレビ広告、ビデオ・オン・デマンド等に関する規律が新たに追加されている。

<懸念点>

EU は、WTO サービス交渉において、AV 分野について一切の約束をせず、あわせて最恵国待遇 (MFN) 例外登録も行っているため、上記措置がWTO 協定違反とは言えない。しかしながら、サービス協定はすべてのサービスを対象とするものであり、自由化に向けた取組が望まれる。

なお、MFN は、多角的貿易体制において自由化を実現していく上で最も重要な柱の 1 つであり、WTO協定における基本原則である。MFN 免除措置はその最も重要な原則からの逸脱であるため、その撤廃が望ましく、サービス協定上も、MFN 免除は時限的なもので、原則として 10 年を超えてはならないとしている。この点、EU 自身が 2009 年 7 月の『オーディオ・ビジュアル政策の外的側面に関するスタッフ・ワーキング文書』と題する文書において、今後WTOに加盟をしようとする国々に対し、EU と文化的な協力関係を構築するために、音響映像サービスの約束を行なわず、かつMFN 免除登録を促すことを助長するような記載があることはWTO の精神からも看過することは出来ない。

<最近の動き>

上述のとおり、2007 年 11 月、欧州議会において、「テレビ放送活動の遂行に関する一部の加盟国法規のコーディネーションに関する理事会指令89/552/EEC(国境なきテレビ指令)を修正する欧州議会・理事会指令案(視聴覚メディア・サービス指令案)」[COM (2005) 646]が採択され、翌 12 月に発効した。同指令の国内法への導入期限は 24 か月以内(2009 年 12 月 19 日)で、すべての加盟国が指令を国内法に導入するための法規を欧州委員会に

通知済みである。

欧州委員会は2011年3月29日、『視聴覚メディ ア・サービス指令』の適用状況に関する情報提供を 16 の加盟国に要請し、加盟国が採択し欧州委員会 に通知した国内法の分析を行い、指令の内容が的 確に国内法に反映されているかを精査した。また、 2015年7月から9月まで、ステークホルダー及び ユーザーを対象に、視聴覚メディア・サービス指 令に係るフィードバックを得るためにパブリック コンサルテーションが行われ、2016年5月25日、 本指令の改正案が欧州委員会から欧州議会に提出 された。2017年4月25日、欧州議会文化教育委員 会にて本改正案が同意された。その後、欧州委員会、 欧州議会、欧州理事会での3者協議を経て、2018年 10月2日、欧州議会は本指令の改正案を承認し、同 年 11 月 6 日、欧州理事会が本指令の改正案を採択 した。本改正は、音響映像サービスの視聴方法が、 伝統的なTVからオンライン媒体に変化しつつあ る中で、消費者保護の観点から、音響映像サービ ス事業者に対する規制を見直すものである。特に、 オン・デマンドサービスにおいても、欧州作品を 一定量以上配信することを義務づけるクオータ規 制が明示されていることは注目される。

EU における文化保護政策は引き続き厳しく行われているところ、我が国はWTOサービス交渉等において、EU に自由化約束向上を行うよう求めている。

政府調達

公共調達新規則案(Proposal on International Procurement Instrument)

<措置の概要>

2012 年 3 月、欧州委員会は、公共調達市場の開放が不十分な貿易相手国に対して、市場開放のインセンティブを高めることを目的とし、公共調達に関する新たな規則案 (COM(2012)124) を提案した。また、2016 年 1 月、欧州委員会は、本規則案の修正案 (COM(2016)34) を公表した。同提案では、欧州委員会が他国の調達市場について調査を行い、当該国が「制限的又は差別的な調達措置又は慣行を採用又

は維持している」と認められる場合には、当該国と協議を行い、協議による解決ができなかったときは、 当該国からの調達に対して価格調整措置(price adjustment measures)をとる仕組みを提案している。

<国際ルール上の問題点>

本規則案上、欧州委員会は、職権で、又は利害関係人若しくは加盟国の申立てに基づき、他国の「制限的又は差別的な調達措置又は慣行」について調査を行うことができる。調査の結果、当該国が制限的・差別的な調達措置を採用又は維持していると認められる場合には、欧州委員会は、当該国に対し協議に応じるよう求めなければならない。協議が15か月以内に満足できる結果に至らない場合には、欧州委員会は、協議を打ち切った上で適切な措置をとらなければならず、この場合、価格調整措置をとることができる。具体的には、当該国の供給者による入札、当該国の物品又はサービスを含む入札について、最大20パーセントの価格ペナルティが課される。

本規則案は、国際協定の適用対象外の物品・サービス (non-covered goods and services) の調達に対してのみ適用される。すなわち、①EU との間で国際協定を締結していない第三国については、当該国の物品・サービス、②EU との間で国際協定を締結している第三国については、当該国際協定の適用範囲外の物品・サービスが対象となるとされている。

このように、本規則案の基本的な仕組みとしては、EU が国際協定で内国民待遇を約束する調達は上記措置の対象としないこととしているが、例えば、「制限的又は差別的な調達措置又は慣行」が認定された第三国の供給者による入札において、当該国の物品の合計価額が入札価額の50%を超えているが、我が国の物品も相当程度含まれているような場合、本規則案上、我が国の物品も価格調整措置の対象になるとすれば、無差別原則(WTO政府調達協定4条1項)に違反するおそれも否定できない。

<最近の動き>

新たな規則案の修正案は、EU 運営条約 207 条に従い、通常立法手続(EU 理事会と欧州議会の共同決定手続)により採択されることになっている。規則案の審議は欧州議会で審議されたものの、理事会での審議が進まず、これを打開するために欧州委員会が

出した規則案の修正案の審議も、2019年2月現在、進んでいない。今後、EU 理事会及び欧州議会における同提案の審議を注視していく必要がある。

地域統合

譲許税率の引き上げ

2017年版不公正貿易報告書 133 頁参照